

# 体外循環技術認定士認定資格の再取得について

## ～試験免除措置申請の手引き～

平成 19 年より認定資格更新に際しての 1 年猶予措置が全廃されました。これによりセミナー受講等の条件が満たせず、資格を更新することができなかった場合は「失効」となります。認定資格を再取得するためには、全ての受験条件を満たした上で、再度認定試験を受験していただくこととなります。

ただし、症例数を満たせず失効した場合には、再取得時に試験免除措置の申請をすることが可能です。

試験免除措置の申請をされる場合には、以下の要項にしたがって試験免除措置を申請してください。なお、試験免除措置が認められる期限は、失効後 5 年以内です（この制度は平成 19 年度資格更新者から適用されます）。

### I. 申請資格

1. 日本人工臓器学会および日本体外循環技術医学会の会員であり、かつ認定資格失効後 5 年以内の者
2. 失効後から試験免除措置申請までの間に、日本人工臓器学会教育セミナーを 2 回受講し、且つ改めて日本体外循環技術医学会教育セミナーカリキュラムを履修し、所定の単位（1,2,3 年次の座学全 36 単位+実技 1 単位）を取得した者
3. 30 症例以上の『体外循環記録原本』の写しを添付すること（試験免除措置申請までの過去 5 年間における症例）※

※ 症例提示を認められる該当者は、症例提示として認められる該当者は、体外循環記録の筆頭者である主操作者 1 名および 2 番目の操作者（指導者）。患者氏名や ID 等の個人を特定される可能性のある情報は、提出時に削除すること

### II. 申請書類提出締切および申請書類の送付先

試験免除措置を行う年の認定試験の願書締切日までに、提出書類（III. 提出書類の項を参照）を簡易書留郵便にて、下記合同認定委員会事務局宛送付してください（締切当日までに必着）。

### III. 提出書類

1. 試験免除措置申請書
2. 失効後 5 年以内に受講した『日本人工臓器学会セミナー受講証明書』（\*ネームカードではありません）の写し（2 回分以上）
3. 『日本体外循環技術医学会体外循環教育セミナーカリキュラム受講修了証』（\*ネームカードではありません）の写し

4. 30 症例以上の人工心肺の『体外循環記録原本』の写し  
※ECMO/PCPS は含まれません。
5. 申請料振込み時の受領証の写し

#### IV. 申請料 15,000 円別途郵送料 (244 円)

クレジット決済または銀行振り込み

三井住友銀行 大塚支店 普通預金 2217458

名義名：ゴウドウニンテイイインカイ タイガイジュンカンギジュツ

#### V. 問い合わせおよび申請書類の提出先

事務局：〒112-0012 東京都文京区大塚 5-3-13 ユニゾ小石川アーバンビル 4 階  
一般社団法人学会支援機構 日本人工臓器学会事務局内  
4 学会合同体外循環技術認定士認定委員会 宛

E-mail : [joint\\_nintei@asas-mail.jp](mailto:joint_nintei@asas-mail.jp)

#### 認定試験免除措置申請書の記入上の注意

1. 記載不備の場合は受け付けられませんので、本人の自筆により楷書で正確にご記入ください。
2. 本籍は都道府県名を必ずご記入ください。
3. 日本人工臓器学会および日本体外循環技術医学会の会員番号を明記してください。
4. 更新証明証番号は、最後に更新を行った際の証明書に記載されている更新番号を記入してください。
5. 失効後 5 年以内に受講した日本人工臓器学会教育セミナーの受講年度を記入してください (2 回以上が必要)。書類提出時にはその受講証の写しを添付してください。日本体外循環技術医学会教育セミナー (※) については、『日本体外循環技術医学会体外循環教育セミナーカリキュラム受講修了証』の写しを添付してください。

※日本体外循環技術医学会教育セミナー受講状況の問い合わせ先

セミナー受講状況については、日本体外循環技術医学会ホームページの「会員専用 Web Page」で確認できます。(体外循環技術医学会会員のみ)

日本体外循環技術医学会ホームページ (<http://jasect.umin.ac.jp/>)

6. 氏名は原則開示いたします。
7. 受付け後の提出書類および申請料は返却いたしません。